

2月定例月議会における議案に対する意見募集

No.2 四日市市奨学金条例の制定について

今回の議案は、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、経済的理由から修学が困難な高校生、大学生等を対象とした魅力ある奨学金制度を創設し、意欲ある学生が希望する進学先に進めるようにするためのものです。今回の議案に対するご意見を募集します。

1 制定の目的

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、経済的理由から修学が困難な高校生、大学生等を対象とした魅力ある奨学金制度を創設し、意欲ある学生が希望する進学先に進めるようにする。また、返還免除型を併用することで、卒業後の定住促進にもつなげていく。

これまで、本市において昭和33年から継続してきた奨学金制度を、市を事業主体とする給付・返還免除併用の魅力ある奨学金制度に令和4年度から移行する。

2 制度の概要

(1) 奨学金の種別

給付と貸与(返還免除)を組み合わせた併用型とする。

(2) 対象者

採用は、経済的に厳しい家庭から行う。(生活保護受給者は対象外)

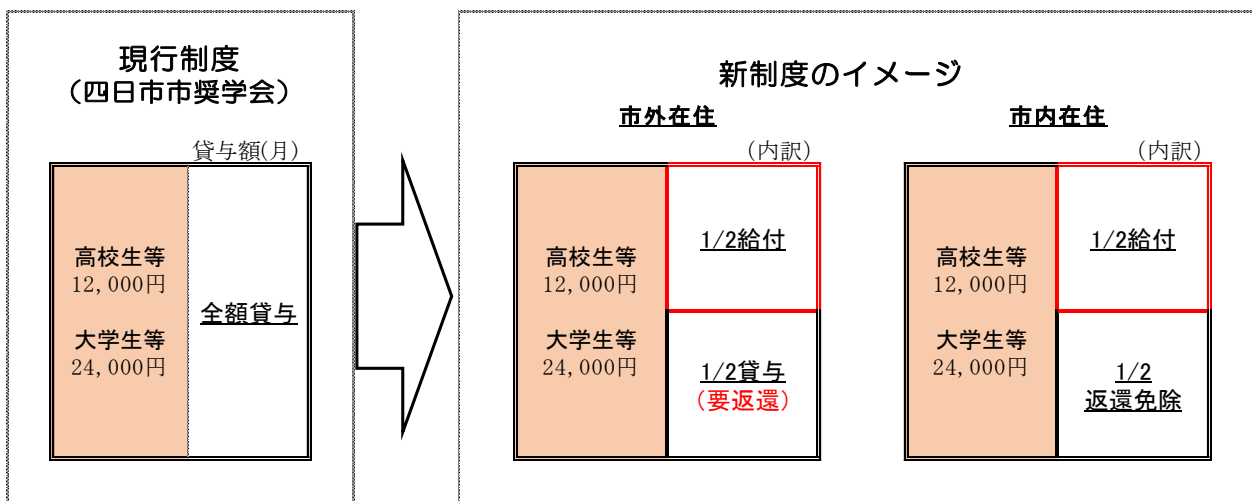
(3) 奨学金の金額

現行制度と同額とする。(他の奨学金と併給可)

(年額 高校生等 144,000 円 (12,000 円/月) 大学生等 288,000 円 (24,000 円/月))

(4) 返還期限

現行制度と同様に1年間据置き10年以内とする。また、基準日に奨学生が市内在住の場合は、同年度分を返還免除にする。(毎年度判定)



(5) 入学支度金

高校生等 40,000 円、大学生等 50,000 円を給付する。

3 施行期日

令和3年7月1日